

新型コロナウイルスにかかる取り扱いについて

J A 共済では、新型コロナウイルスにより影響を受けられたご契約者さまの共済掛金払込、および被患された場合の入院保障に対して、次の取扱いを実施しています。

お問い合わせ・ご相談につきましては最寄りの支店までご連絡くださいますようお願いいたします。

新型コロナウイルスにより影響を受けられたご契約者さま

新型コロナウイルスにかかる特別取扱い等について

1. 共済掛金の払込猶予期間の延長、継続契約の締結手続きおよび共済掛金の払込みの猶予について

(1) 長期共済契約

共済掛金の払込猶予期間を最長で令和2年9月16日まで延長します。

※ 長期共済契約とは、建物更生共済契約、生命総合共済契約、養老生命共済契約、終身共済契約、年金共済契約をいいます。

(2) 短期共済契約

共済掛金の払込猶予期間、継続契約の締結手続きおよび共済掛金の払込みの猶予を最長で令和2年9月16日まで延長します。

※ 短期共済契約とは、火災共済契約、自動車共済契約、賠償責任共済契約、団体定期生命共済契約、定額定期生命共済契約、傷害共済契約、ボランティア活動共済契約をいいます。

新型コロナウイルスに被患された場合の入院保障

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）にかかる入院保障の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に被患され、医療機関等の事情により、宿泊施設または自宅等で療養を余儀なくされた場合も、その期間に関する医師または医療機関、あるいは公的機関の証明をご提出いただくことで入院保障の対象としてお取扱いします（※）。

※ 共済金のお支払いは、ご契約ごとに定められている所定の条件を満たす必要があります。

また、以下の場合には宿泊施設や自宅等での療養を余儀なくされた期間も含めて入院が継続したものとしてお取扱いします。

- ・ 宿泊施設や自宅等での療養中に状態が悪化し、医療機関へ搬送され、入院による治療が継続された場合
- ・ 医療機関での入院加療中に、医療機関等の事情（病床の圧迫等）により、宿泊施設や自宅等での療養を余儀なくされた場合

J A 秋田おぼこ

お問い合わせ先は裏面へ

●お問い合わせ先

支 店 名	住 所	電話番号
大曲支店	秋田県大仙市大曲日の出町 2-5-10	0187-63-4343
花館支店	秋田県大仙市花館中町 2-52	0187-63-2259
四ツ屋支店	秋田県大仙市四ツ屋字上古道 192-1	0187-66-1111
協和支店	秋田県大仙市協和境字野田 97	018-892-3014
西仙北支店	秋田県大仙市刈和野字愛宕下 157-4	0187-75-1211
神岡支店	秋田県大仙市神宮寺字西田 15-1	0187-72-3311
南外支店	秋田県大仙市南外字山王台 219-4	0187-73-1111
仙北支店	秋田県大仙市高梨字麻生田 101	0187-62-4466
横堀支店	秋田県大仙市福田字穴沢 43	0187-69-3111
千畑支店	秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙 1-390	0187-85-4111
中仙支店	秋田県大仙市長野字柳田 4	0187-56-2005
太田支店	秋田県大仙市太田町横沢字久保関北 708-2	0187-88-2200
角館支店	秋田県仙北市角館町小勝田下村 15	0187-54-3151
西木支店	秋田県仙北市西木町上荒井字中屋敷 79	0187-47-3111
田沢湖支店	秋田県仙北市田沢湖神代字古館野 405-2	0187-44-3111
田沢湖駅前支店	秋田県仙北市田沢湖生保内字水尻 39-10	0187-43-1521
仙南支店	秋田県仙北郡美郷町境田下八百刈 266	0187-82-1111
六郷支店	秋田県仙北郡美郷町六郷字大町 35	0187-84-1444

○営業時間 月曜日～金曜日（祝祭日除く）

窓 口 8：30～15：00

電 話 8：30～17：30